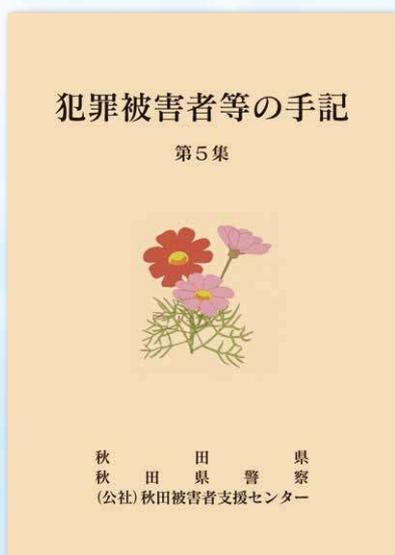


6月30日は 「犯罪被害を考える日」

日常に突然降りかかる犯罪被害
みんなで犯罪被害について考え、
犯罪被害者等を理解し、支える社会をめざします



(手記の掲載ページ)

友達が運転する軽自動車の助手席に、優弥が乗っていて事故に遭いました。

事故の原因は、運転していた友達の居眠り運転とみられました。

(中略)

皆さんが交通ルールを守って、運転する時には大切な人の命を預かっている事を忘れないで欲しいと思います。

それだけで、痛ましい事故も減ると思います。

(中略)

たったひとつの大切な命。

今、こうして生きていられる事、明日を迎えられる事、本当は奇跡なのかも知れません。

私たち家族は、これからも優弥を想い一緒に1日1日を大切に過ごしていきたいと思います。

『犯罪被害者等の手記』 第5集 上杉芳則さん・春美さん「これからずっと・・・」から抜粋

■犯罪被害者週間標語

“寄り添って 周囲でつむぐ 理解の輪”

《作品コンセプト》

犯罪の被害者に対して、目を背けてしまうのではなく、周囲の人が寄り添い、理解の輪をつむいでいくことで、被害者の心が少しでも癒えるのではないかと思います。



©2015 秋田県んだッチ

お問い合わせ

秋田県生活環境部 県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全チーム
☎018-860-1522

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

秋田県犯罪被害者等支援条例では 6月30日を「犯罪被害を考える日」と定めています

秋田県犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等が、平穏な生活を早く取り戻すことができるよう、支援の目的や理念を県民が共有し、地域全体で支えていくことをめざしています

県民のつとめ

犯罪被害者等のおかれている状況を理解し、名誉や生活を傷つけないこと

犯罪被害にあうということ

本人や家族、遺族は、身体的にも精神的にも苦しみを受けます

犯罪そのものによる心身の苦しみだけでなく、その後も犯罪によって受けた傷と向き合うこととなります

興味本位のうわさや誤解による中傷、過度の報道などによって平穏な日常がうばわれることもあります

わたしたちにできること

被害者本人やその家族、遺族のために何ができるのか
家族や友だちが被害にあったらどう向き合えばいいのか

～わたしたち一人ひとりが 犯罪被害者等を思いやり
その声に耳をかたむけ 考えることが大切です～

※犯罪被害者等とは

犯罪などにより被害を受けた人やその家族・遺族をいいます

秋田被害者支援センター（☎0120-62-8010）

秋田県県民生活課（☎018-860-1522）

のほか、各警察署、各地域振興局や各市町村で、犯罪被害者等の相談を受け付けています。

「ほっとハートあきた」では、性暴力の被害に関する相談を受け付けています。

（☎『#8891』ただしNTTひかり電話からは☎『0120-8891-77』）



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」

